

羽曳野市本庁舎建替整備基本設計及び実施設計監修業務
公募型プロポーザル審査基準

1. 審査基準の位置付け

本基準は、羽曳野市本庁舎建替整備基本設計及び実施設計監修業務公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき、評価方法及び最優秀提案事業者の選定方法を示すものである。

2. 評価方法及び最優秀提案事業者の選定方法

- (1) 参加申込書等評価、業務提案書等評価及び見積書評価を行い、最優秀提案事業者を選定する。
- (2) 参加申込書等評価は、事務局が提出書類をもとに参加者の評価を行う。
- (3) 業務提案書等評価は、選定委員会が業務提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより評価を行う。
- (4) 見積書評価は、事務局が提出された見積書により評価を行う。
- (5) 各評価項目の評価配点は下表のとおりとする。

評価項目	評価配点	備考
参加申込書等評価	120点	
業務提案書等評価	360点	60点×6名 ※
見積書評価	120点	
合計評価点	600点	

※業務提案書等評価点について、事情により業務提案書評価当日に、評価を行う委員6名が揃わない場合は1人当たりの持ち点を（6/参加委員数）倍するものとする。

- (6) 選定委員会及び事務局は、評価審査表の各項目について評価を行い、合計評価点を算出し最も高い者を最優秀提案事業者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、提案見積金額の低い参加者を最優秀提案事業者とする。合計評価点及び提案見積金額も同点の場合は、業務提案書等の各評価項目について順位を付け最も多く1位の項目を獲得した参加者を最優秀提案事業者とする。それでも評価が同点の場合は、選定委員会で協議し、委員長が決することとする。
- (7) 合計評価点は満点の6割以上でなければならない。合計評価点がこの基準に達しない場合は、最優秀提案事業者又は次点事業者としない。
- (8) 参加者が1者の場合についても同様に（1）～（5）、（7）の評価、選定を行う。

A. 参加申込書等評価

(1) 参加申込書等評価は、次の(2)ア～エの評価項目の総合計により事務局が評価を行う。参加者が6者以上の場合については、評価点の総合計の上位5者のみが業務提案書等評価の参加資格を有するものとする。評価点の総合計が同点により上位者が6者以上となる場合は、業務実績・業務経歴等で同種業務の実績数が多い者を優位とする。なお、参加者、管理技術者、建築（総合）主任担当者、建築（構造）主任担当者、電気設備及び機械設備の主任担当者及び積算主任担当者の業務実績または業務経歴等の順に判定する。それでも6者以上の場合は、業務完了日が直近の者を優位とする。

(2) 評価項目、評価基準及び評価点は以下のとおりとする。

ア 会社概要【10点】「様式2」

評価項目	評価基準	評価点
一級建築士の資格を有する社員数	21名以上	10
	10名～20名	8

イ 参加者の業務実績【30点】「様式3-1」

同種業務及び類似業務の実績(実績の有無及び件数)について評価を行う。平成25年4月1日以降に発注され、元請け(JVの場合はその代表構成員)として受託し、参加申込書提出日までに完了している業務実績の評価項目に応じた評価点にて評価する。評価項目の実績については、3件まで評価できる。

評価項目	評価点	最大評価点
同種業務	10	(最大件数3) 30
類似業務	8	

ウ 管理技術者の業務経歴等【30点】「様式3-2」

同種業務及び類似業務の実績(実績の有無及び件数)について評価を行う。平成25年4月1日以降に発注され、元請け(JVの場合はその代表構成員)として受託し、参加申込書提出日までに完了している業務実績の評価項目に応じた評価点にて評価する。評価項目の実績については、2件まで評価できる。

評価項目	評価点	最大評価点
同種業務	15	(最大件数2)
類似業務	13	30

エ 各分野の主任担当者の業務経歴等【50点】「様式3-3」

同種業務及び類似業務の実績(実績の有無及び件数)がある場合は、加点項目として評価を行う。平成25年4月1日以降に発注され、元請け(JVの場合はその代表構成員)として受託し、参加申込書提出日までに完了している業務実績の評価項目に応じた評価点にて評価する。

評価項目の実績については、2件まで評価できる。

建築(総合)を除き、協力事務所からの配置の場合、実績は協力事務所での受託実績で可とする。

各分野の主任担当者	評価項目	評価点	最大評価点
建築(総合)	同種業務	5	(最大件数2)
	類似業務	3	10
建築(構造)	同種業務	5	(最大件数2)
	類似業務	3	10
電気設備	同種業務	5	(最大件数2)
	類似業務	3	10
機械設備	同種業務	5	(最大件数2)
	類似業務	3	10
積算	同種業務	5	(最大件数2)
	類似業務	3	10

※電気設備と機械設備の主任担当者は兼任を認める。ただし、その場合は評価点の合計から2点を減ずるものとする。

B. 業務提案書等評価

業務提案書等評価は、業務提案書の内容についてプレゼンテーション及びヒアリングの結果を含め、以下の評価基準に基づいて委員会が評価する。

ア. 業務提案書

業務提案書について以下の評価項目及び評価基準に基づき評価を行う。

【業務実施方針】【120点（20点×6人）】「様式4-2」

評価項目	評価基準	評価点
1. 本業務に対する参加者の取組方針と体制	取組意欲の高さや積極性	5
	発注者を支援する姿勢、業務への工夫、配慮	5
2. 各業務担当チームの特徴	担当者の技術力の高さ	5
	業務内容の理解度	5
業務実施方針に対する1人当たりの持ち点		20

【テーマ別業務提案】【180点（30点×6人）】「様式4-3」

評価項目	評価基準	評価点	
【テーマ1】 基本計画に基づく羽曳野市に 相応しい庁舎について	基本計画に記載している現庁舎が抱える課題、新庁舎の導入機能について把握の上、羽曳野市に相応しい庁舎像についての提案となっているか。	的確性	5
		実現性	5
【テーマ2】 敷地内の配置・動線・施設設計 画の考え方について	敷地内の既存建物や敷地形状、周辺環境を踏まえ、庁舎利用者に配慮した配置、動線、施設設計画の提案となっているか。	的確性	5
		実現性	5
【テーマ3】 実施設計・施工一括発注方式 を踏まえた基本設計段階の工 程・コストコントロールの方 策について	実施設計・施工一括発注方式を踏まえ、また近年の建設費高騰を鑑み、基本設計者として実施する工程・コストコントロールの手法が適切な提案となっているか。	的確性	5
		実現性	5
テーマ別業務提案に対する1人当たりの持ち点		30	

イ. プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングについて、以下の評価水準に基づき評価を行う。

【業務実施方針】【30点（5点×6人）】

評価項目	評価基準	評価点
業務実施方針	明確で説得力のある説明及び質疑回答となっているか。	5
業務実施方針に対する1人当たりの持ち点		5

【テーマ別業務提案】【30点（5点×6人）】

評価項目	評価基準	評価点
テーマ別業務提案	明確で説得力のある説明及び質疑回答となっているか。	5
業務実施方針に対する1人当たりの持ち点		5

C. 見積書評価

見積書評価は、以下の評価基準により事務局が評価を行う。

見積書【120点】「様式5」

評価項目	評価基準	評価点
見積書	提出された見積書に記載された見積金額(税込み)について、下記価格点数表にて評価する。	120

《①参加者すべての見積金額が予定価格の80%以上の場合の配点表》

予定価格：260,000,000円

予定価格の80%を120点(配分割合を20/20)とし、配分割合1/20の価格帯ごとに6ずつ評価点を減ずる。

価格	配分割合	評価点
260,000,000×80%	20/20	120
{260,000,000×80%}+1円以上～{260,000,000×81%}以下	19/20	114
{260,000,000×81%}+1円以上～{260,000,000×82%}以下	18/20	108
{260,000,000×82%}+1円以上～{260,000,000×83%}以下	17/20	102
{260,000,000×83%}+1円以上～{260,000,000×84%}以下	16/20	96
{260,000,000×84%}+1円以上～{260,000,000×85%}以下	15/20	90
{260,000,000×85%}+1円以上～{260,000,000×86%}以下	14/20	84
{260,000,000×86%}+1円以上～{260,000,000×87%}以下	13/20	78
{260,000,000×87%}+1円以上～{260,000,000×88%}以下	12/20	72
{260,000,000×88%}+1円以上～{260,000,000×89%}以下	11/20	66
{260,000,000×89%}+1円以上～{260,000,000×90%}以下	10/20	60
{260,000,000×90%}+1円以上～{260,000,000×91%}以下	9/20	54
{260,000,000×91%}+1円以上～{260,000,000×92%}以下	8/20	48
{260,000,000×92%}+1円以上～{260,000,000×93%}以下	7/20	42
{260,000,000×93%}+1円以上～{260,000,000×94%}以下	6/20	36
{260,000,000×94%}+1円以上～{260,000,000×95%}以下	5/20	30
{260,000,000×95%}+1円以上～{260,000,000×96%}以下	4/20	24
{260,000,000×96%}+1円以上～{260,000,000×97%}以下	3/20	18
{260,000,000×97%}+1円以上～{260,000,000×98%}以下	2/20	12
{260,000,000×98%}+1円以上～{260,000,000×99%}以下	1/20	6
{260,000,000×99%}+1円以上～260,000,000以下	0/20	0

《②参加者の中の最低見積金額が予定価格の80%未満の場合の配点表》

A：見積金額の最低価格

B：予定価格

Aの評価点を120点（配分割合を20/20）とし、配分割合1/20の価格帯ごとに6ずつ評価点を減ずる。

価格	配分割合	評価点
A	20/20	120
A+1円以上～A+{(B-A)×1/20円}以下	19/20	114
A+{(B-A)×1/20円}+1円以上～A+{(B-A)×2/20円}以下	18/20	108
A+{(B-A)×2/20円}+1円以上～A+{(B-A)×3/20円}以下	17/20	102
A+{(B-A)×3/20円}+1円以上～A+{(B-A)×4/20円}以下	16/20	96
A+{(B-A)×4/20円}+1円以上～A+{(B-A)×5/20円}以下	15/20	90
A+{(B-A)×5/20円}+1円以上～A+{(B-A)×6/20円}以下	14/20	84
A+{(B-A)×6/20円}+1円以上～A+{(B-A)×7/20円}以下	13/20	78
A+{(B-A)×7/20円}+1円以上～A+{(B-A)×8/20円}以下	12/20	72
A+{(B-A)×8/20円}+1円以上～A+{(B-A)×9/20円}以下	11/20	66
A+{(B-A)×9/20円}+1円以上～A+{(B-A)×10/20円}以下	10/20	60
A+{(B-A)×10/20円}+1円以上～A+{(B-A)×11/20円}以下	9/20	54
A+{(B-A)×11/20円}+1円以上～A+{(B-A)×12/20円}以下	8/20	48
A+{(B-A)×12/20円}+1円以上～A+{(B-A)×13/20円}以下	7/20	42
A+{(B-A)×13/20円}+1円以上～A+{(B-A)×14/20円}以下	6/20	36
A+{(B-A)×14/20円}+1円以上～A+{(B-A)×15/20円}以下	5/20	30
A+{(B-A)×15/20円}+1円以上～A+{(B-A)×16/20円}以下	4/20	24
A+{(B-A)×16/20円}+1円以上～A+{(B-A)×17/20円}以下	3/20	18
A+{(B-A)×17/20円}+1円以上～A+{(B-A)×18/20円}以下	2/20	12
A+{(B-A)×18/20円}+1円以上～A+{(B-A)×19/20円}以下	1/20	6
A+{(B-A)×19/20円}+1円以上～B以下	0/20	0